

## 平成 30 年改訂の高等学校学習指導要領に関する Q&A

### < 専門学科に関すること >

問 1 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。とは具体的にどのようなことでしょうか。

(答)

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修教科・科目の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合があります。

実施に当たっては、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要です。この調整が適切に行われることにより、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができます。例えば、職業教育を主とする専門学科(以下「職業学科」という。)では、各専門教科の情報に関する科目の履修により「情報Ⅰ」と代替することが考えられるほか、工業に関する学科で「デザイン実践」等を「工芸Ⅰ」に、家庭に関する学科で「公衆衛生」を「保健」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に代替することなどが考えられます。

なお、これらの例示についても、機械的に代替が認められるものではなく、代替する場合には、各学校には説明責任が求められます。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第 3 章第 2 節

問 2 職業学科においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。とあるが、具体的にどのようなことでしょうか。

(答)

職業学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができるとしているとともに、「課題研究等」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合におい

では、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしています。

「課題研究等」の科目においては、自ら課題を設定し、主体的かつ協働的に取り組む学習活動を通して、専門的な知識、技術などの深化・統合化を図り、課題の解決に取り組むことができるようにすることとしており、一方、総合的な探究の時間は「探求の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」を育成することを目指すものであるため、総合的な探究の時間の目標と、「課題研究等」の目標が軌を一にする場合も想定されます。

そのため、総合的な探究の時間の履修をもって、「課題研究等」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしています。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究等」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究等」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではありません。

(参考)

平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説（総則編）第 3 章第 2 節